

定期監査結果

1. 監査の概要

1) 監査の期間

・平成 31 年 1 月 23 日・24 日・25 日

2) 監査対象

・教育部

教育総務課 図書館 生涯学習課 学校教育課

・総務部

人権擁護課 市民課 財政課 税務課 収納課 総務課
生活環境課

2. 監査の方法及び着眼点

各所属とも平成 30 年度（平成 30 年 11 月末現在）における財務事務及び事務事業について、対象課から監査資料の提出を求め、職員から説明を聴取し、適法性・経済性・効率性・効果性を主眼として実施した。

3. 監査の結果

各所属とも事務事業の執行状況は、適正に処理されていると認められるが全庁的な課題として、依然と時間外勤務時間が突出して多い職員が存在する。職員の健康管理に十分配慮し、業務の見直しや工夫を行い、時間外勤務の削減に努められ、平成 30 年度の目標値の時間に収まるように努められたい。

一方、支出事務の執行において、支出命令日より 30 日を超える支払いが多く見受けられる。支払いについて定められた日数以内に支払いが完了するよう法令を遵守されたい。

教育部

1. 教育総務課

- ・三雲小学校職員駐車場及び甲西中学校運動場借受けについて直近の固定資産評価に基づいて単価設定ができていない。適正価格に基づく単価設定とすること。
- ・各小中学校に設置している AED の点検管理は管理責任者が行うものであるが、履行できていない。特に三雲小学校は形式的に行われている。児童・生徒の不慮の事態に対処するため、日常点検は励行するよう指導すること。
- ・各学校設置の公衆電話通話料の回収による入金日が統一されておらず、未回収であるのか、未利用であるのか判別できない。市内7校、回収月を統一するよう指導されたい。

2. 図書館

- ・郵便切手の受払管理の一覧表はあるが、湖南省事務処理規定「郵便切手受払簿」を使用すること。

3. 生涯学習課

- ・AED の日常管理が杜撰である。特に甲西文化ホールや石部文化ホールは月に1回のみで、日常の点検をしていない。

総務部

1. 人権擁護課

- ・各会館の施設使用料やコピー焼付代の現金取扱いについて、施錠の金庫に保管としているが、館長不在の場合は開閉責任者を指定しておくこと。

2. 財政課

- ・公有財産の貸付で市内在住の個人に対し、自己敷地の一部として長年に亘り、貸付をしている。借主に交渉し、売却の方向で処理されたい。

学校教育課、市民課、税務課、収納課、総務課・選挙管理委員会、生活環境課においては、冒頭の意見のとおりです。